

金文通解

陶觥

石川大我

キーワード 殷金文 觥 非発掘器 百工 王口嗣

器名 陶觥

出土・収蔵

非発掘器。銘統によると、収蔵者は「某收藏家」で、二〇一二年の九月に北京で公表された。①朱鳳瀚によると、二〇一二年の八月に中国文物諮詢中心で朱鳳瀚・李学勤・吳鎮烽・郝本性・陳佩芬によって図版と実物が確認された。ただし、朱鳳瀚のみ事情がありその場を先に離れなければならず、実物を確認できなかったという。

時代

商代晩期（①朱鳳瀚・②李学勤・③張楽・④黄錦前）・西周早期前段（銘統）。

著録

器影・銘統 0893・①朱鳳瀚

漢字學研究 第九號

著録等略称

銘文（写真）…銘統 0893・①朱鳳瀚
銘文（模本）…①朱鳳瀚・③張楽

集成…中国社会科学院考古研究所編『殷周金文集成（修訂增補本）』

（中華書局 二〇〇七年）

銘図…吳鎮烽編『商周青銅器銘文暨圖像集成』（上海古籍出版社 二〇一二年）

銘統…吳鎮烽編『商周青銅器銘文暨圖像集成統編』（上海古籍出版社 二〇一六年）

社 二〇一六年）

明後…明義士著・許進雄編『殷墟卜辭後編』（芸文印書館 一九七二年）

合集…郭沫若主編・中国社会科学院編『甲骨文合集』（中華書局 一九七八～一九八二年）

村中南…中国社会科学院考古研究所編『殷墟小屯村中村南甲骨』（雲南人民出版社 二〇一二年）

考釈

- ① 朱鳳瀚「新見商金文考釈(二篇)」(『出土文献与古文字研究』第六輯 上海古籍出版社 二〇一五年)
 - ② 李学勤「論陶觥及記史事」(『出土文献』第七輯 中西書局 二〇一五年)
 - ③ 張榮「新出陶觥銘辭疑」(『勵耘語言學刊』二〇一八年第一期 北京師範大學文學院 二〇一八年)
 - ④ 黃錦前「陶觥讀釈」(『文博』二〇一八年第四期 陝西省文物局)(再録:『甲骨文与殷商史』新八輯 上海古籍出版社 二〇一八年)
 - ⑤ 張榮によると、このほか本器の考釈として周宝宏「読新見商末金文札記(兩篇)」(『紀念于老誕辰120周年姚公誕辰90周年會議論文集』吉林大學 二〇一六年七月)があるらしいが、未見。
- 参考文献
- ⑤ 裘錫圭「關於殷墟卜辭中的所謂“廿祀”和“廿司”」(『文物』一九九九年第一期)
 - ⑥ 裘錫圭「《關於殷墟卜辭中的所謂“廿祀”和“廿司”》追記」(『文物』二〇〇〇年第二期)
 - ⑦ 常玉芝「說“佳王”」(『中國文物報』二〇〇〇年二月二三日)
 - ⑧ 王暉「從殷卜辭黃組兩種“王廿祀(祠)”看帝辛卜辭的存在証据」(『殷都學刊』二〇〇三年第一期)
 - ⑨ 李学勤「談寢季方鼎的所謂“惟王廿祀”」(『中國歷史文物』二〇〇三年第六期)
 - ⑩ 郭錫良『漢字古音手冊(增訂本)』(商務印書館 二〇一〇年)
 - ⑪ 落合淳思『殷代史研究』(朋友書店 二〇一二年)
 - ⑫ 王恩田「上魯廿祀卜辭与帝辛廿祀祀譜——甲骨復原法的应用与改進」(『殷都學刊』二〇一三年第二期)
 - ⑬ 張宇衛「黃組卜辭綴合十六則」(『臺大中文學報』第四十一期 二〇一三年)
 - ⑭ 曹定雲「論甲骨・金文中“佳王口祀”是“佳王廿祀”——從商後期“帝辛方鼎”銘文考釋說起」(『甲骨文与殷商史』新五輯 二〇一五年)
 - ⑮ 王恩田「上【xie】卜甲復原第四組」(先秦史研究室網站 <http://www.xianqin.org/blog/archives/4261.html>) 二〇一四年八月十七日)
 - ⑯ 王恩田「上【xie】卜甲復原第四組增補」(先秦史研究室網站 <http://www.xianqin.org/blog/archives/4284.html>) 二〇一四年八月二二日)
 - ⑰ 殷德昭「黃組甲骨綴合十則(附綴合修正二則及綴合建議二則)」(先秦史研究室網站 <http://www.xianqin.org/blog/archives/7646.html>) 二〇一六年二月十五日)
 - ⑱ 常淑敏「殷墟的手工業遺存与卜辭“司工”“多工”及“百工”釈義」(『江漢考古』二〇一七年第三期 湖北省文物考古研究所)
 - ⑲ 王祁「商周卜辭補說兩則」(『出土文献』第一二輯 中西書局 二〇一八年)

器制

通高 28cm、通長 30.9cm、口径 10×23.8cm、腹深 12.5cm である。器体はずんぐりとして丸っこく、注ぎ口は寛くまるい。鼓腹で、足は小さめの圈足。取手は半環形の牛首。蓋の前端は龍の首の形となっている。龍の角は直立している。両サイドには一对の長耳があり、うち一つの耳は欠けている。後部では小さい尾がカールしている。取手の下には垂珥がある。取手は雲雷紋で、圈足は二本の弦紋で裝飾されている。腹部はつやがあり、紋様がない(以上銘統による)。^①朱鳳瀚は、52父庚航(銘図 3637)など、複数の器がこれと類似した形状であるとする。

銘文

蓋の裏側・器腹の内底に同一の銘文。四行三十九字。うち合文三字(合文の部分に傍線を付す)。器銘と蓋銘とで銘文の改行の位置が異なる。

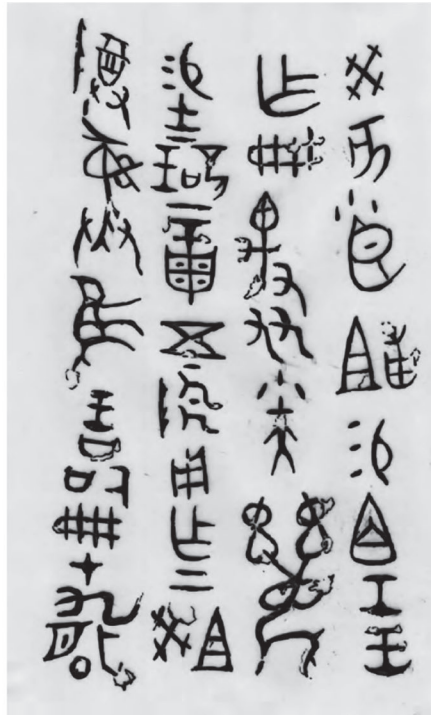
癸亥。小臣晡易(賜)百工王。乍(作)冊馭友小夫麗(麗)易(賜)圭一璋(璧)一章(璋)五、陶用乍(作)上且(祖)癸隣彝。佳(唯)王口嗣、才(在)九月。或。



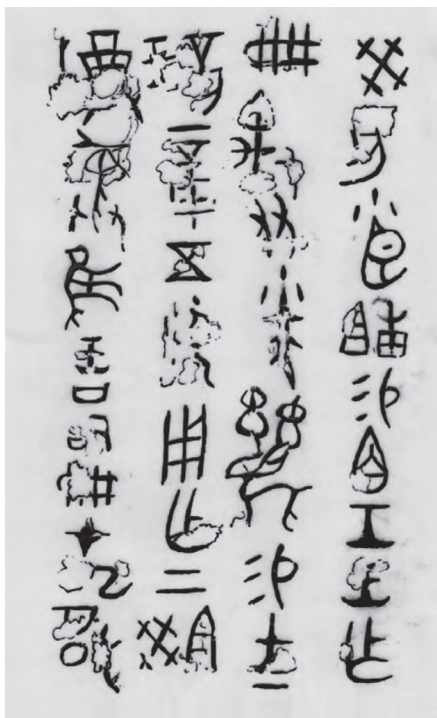
(^①朱鳳瀚)



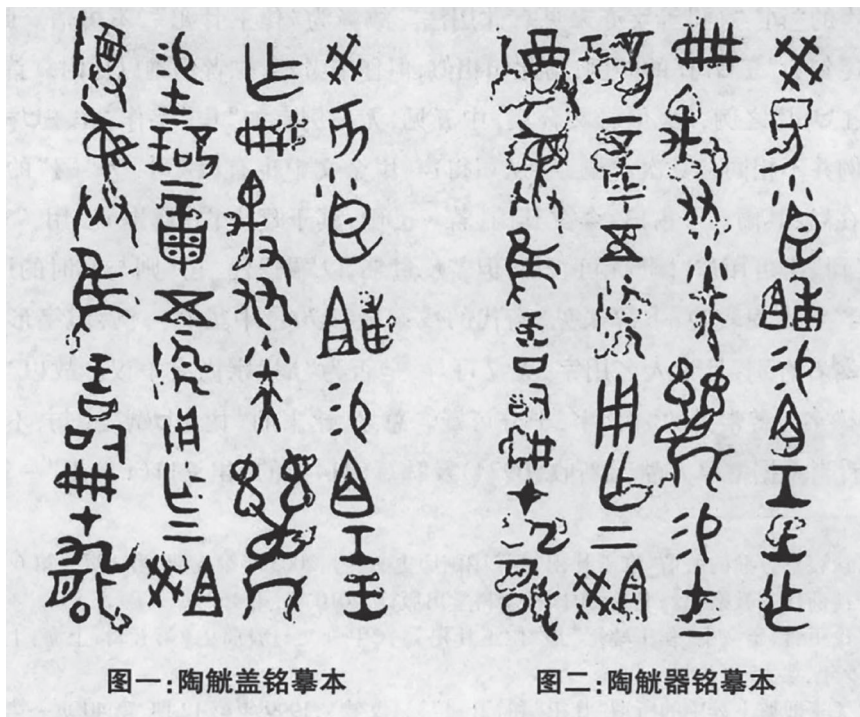
(父庚觥)



(蓋/①朱鳳翰)



(内底/①朱鳳瀚)



图一：陶觥盖铭摹本

图二：陶觥器铭摹本

(③張榮)

銘文考釈

文章自体は短く、また難読字も少ないものの、語法上の問題があるほか、本器の銘文にしかみられない人名・表現・字形がみられる。以下個別に検討していく。

癸亥、小臣跽易（賜）百工王。

「癸亥」は干支。①朱鳳翰は以事紀日であるとし、②李学勤は後半の「……在九月」まで含めて商代に常見する紀日の形式であるとする。

「小臣跽」は人名。「小臣+某」の「某」はその私名を示すが、②李学勤が指摘するように、「跽」は古文字の中では他に例がない。

「易（賜）百工王」については研究者によって句読が異なる。①朱鳳翰は「小臣跽易（賜）百工王」としたうえで、「百工」と「王」の間に「于」が疏漏しており、文意は「王が小臣跽に百工を賜与した」であるとする。④黄錦前はこれに従い、また金文では「自」や「于」を省略することは問題ないとする。対して②李学勤は「小臣跽易（賜）百工、王乍（作）冊馭友、小夫麗」としたうえで、「王の史官である馭友」と解釈し、小臣跽が行為の主体であるとする。しかし、管見の限りでは「王作冊」の用例はこれ以外に存在しない。③張楽は、省略されているであろう「于」の前が施動者、後が被動者でないのが不審であるとする。

また、「百工」の語義についても、意見の相違が存在する。①朱鳳翰は『周礼』考工記序から工匠の汎称であるとし、②李学勤は『尚書』

堯典にこの語がみえることから朝中の百官を指すとする。③張楽は西周の晩期の金文における「百工」は工匠とみなせるものがあるが、西周前期の矢令方尊（集成3016）・方彝（集成3901）の銘文では「諸侯」の前に前置されていることを根拠に、百官こそが原義であり、工匠の義は後起的なものであるとみる。また、殷代から周代にかけて臣下に「百工」が賜与された例が存在しないことを踏まえ、偽作者が詞語の意味の時代性を考慮しなかったと指摘する。ただし、当時の「百工」については、⑧常淑敏は殷墟周辺の作坊群の遺構の存在から、殷墟甲骨文における「工」の一部は官員であっても、「多工」や「百工」については手工業の従事者であったと指摘している。③張楽の説は興味深いものではあるが、鵜呑みにすることはできない。

以上挙げたような問題はあるものの、一応この部分は「王」で断句し、「小臣跽が王から工匠たちを賜与された。」の意であるともみておく。

乍（作）冊馭友小夫麗（麗）易（賜）圭一璋（璧）一章（璋）五。

「乍（作）冊馭友」について、「作冊」が史官に類する職であること、「馭」がその名であること、そして「友」が同僚・僚友・僚属の意味を示す語であることは、おおよそ先行研究の間でも見解が一致するところであり、異論はない。「作冊馭の僚属である」という意味である。「小夫」について、①朱鳳翰は「小夫」のひとりで、馭の下属そのの職にあった者であるとし、②李学勤は『商君書』境内篇および睡虎地秦簡『日書』にこの語が見え、身分の低い属員であるとする。『商

君書』境内篇「軍爵、自一級已下至小夫。【軍爵は一級より已下、小夫に至る。】」「小夫死、以上至大夫、其官級一等、其墓樹級一樹。【小夫死すれば以上大夫に至るまで、其の官級一等、其の墓樹級ごとに一樹。】」／睡虎地秦簡『日書』甲種「陽日、百事順成。邦郡得年、小夫四成。【陽日、百事順成す。邦郡年を得、小夫四成す。】」④黃錦前は「小夫」を作者者「陶」の謙称であるとす。金文には小夫卣（集成5320 西周早期）の「小夫乍（作）父丁寶障彝。【小夫、父丁の寶障彝を作る。】」のほかにも用例がなく、検討しがたい。

「麗」については、諸家は金文では「麗」「邈」と読み、「伴待」「補助」と解釈するべきであるとする。本銘に最も近い例として、京簋（銘図4920 殷代晩期）の銘文に「辛巳、王龔（飲）多亞、耶（庭）高（享）、京邈、易（賜）貝二朋。用作（作）天子丁。【辛巳、王は多亜と飲し、庭享するに京麗き、貝二朋を賜る。用って天子丁に作る。】」があり、②朱鳳翰もこれを引用する。この解釈にも異論はない。

「圭」「璋（璧）」「章（璋）」は賜与物であることが疑いないが、字形に若干不審な点が存在する。②朱鳳翰は「圭」「璋」「章」いずれもこの時代の甲骨文や金文に類例のない字形であるとし、③張楽はそれらを偽作者が字形の変化を考慮しなかったために起きた誤りであるとす。董蓮池編著『新金文編』（作家出版社、二〇一一年）に採録されたた字形の中にも本器の字形と一致するものはない（「圭」…一八七九ページ、「璧」…五〇ページ、「章」…五一・五二・二七四・二七五ページ。）ので、これが唯一の例ということになる。

先行する「小臣晡易（賜）百工王」に照らせば、本銘は賜与の対象

が前置され、賜与する側が後置されていると考える方が自然である。この部分も、賜与者「王」が自明のこととして省略されていると考え、それを補うべきであると思われる。

以上の点を踏まえて、「作冊馭の僚属である小夫はそれを助け、（王から）圭・璋・璧・璋五を賜与され、」と解釈しておきたい。

陶用作上且（祖）癸障彝。

「陶」は作者者である。先行する「小夫」であると解釈するのが自然である。

「用作+祖先名+障彝」は常見の形式。

「上祖癸」は祖先名であることが疑いない。①朱鳳翰は合集32616「求其上自祖乙」「求其下自小乙」を引き、「上」「下」は先王の神主の分類を指すとす。②李学勤は殷墟甲骨文の「上甲」「上乙」の例を挙げ、「器主である陶の先人の世系の中で一人目の祖癸」であるとす。が、「上」を区別字に用いる金文は未見であるとする。③張楽は「上」と「祖」を複合させる日名の例が皆無である一方で、「二」「三」「四」の数字を用いる例があることから、これは偽作者による「二祖癸」の誤写とみる。④黄錦前は保尊（集成6003）・保卣（集成5415）に「文父癸」があることから、文王が周人の祖先の系統の中で重要な地位を占めていたことから、「上」を加えてこのように表記したのでであると主張する。日名の区別字の「上」について、まず「上乙」は合集22160にみえるが、これは「二」と「乙」であるのか、「上乙」であるのか判断が

難しく、材料から排除するべきである。このほか、村中南57には「上癸」が、村中南202には「上戊」がみられることは注目に値するが、いずれも一例しか存在せず、どういった性格の祭祀対象なのかはよくわからない。確実なものは「上甲」のみであり、これは殷墟甲骨文では全ての時期を通じて重視されている祭祀対象であり、合集270の「王寅卜殷貞、興方以羌用、自上甲下乙」など数多くの例が存在する。上甲は、正確には「上□甲(三田)」もしくは「□甲(田)」と表記されるので、「上祖某」の例がなくとも、二文字以上の区別字を持つ日名の第一字に「上」が置かれること自体は不自然ではない。ただし、上甲は殷王の世系の実質的な起点に当たる、極めて遠い時代の祖先であり、金文において「上祖癸」という称謂が成立するかどうかは疑問が残る。というのは、「上祖癸」がいるならば、それと対応する「下祖某」と、その二者の間に存在する複数人の祖先が想定されるが、殷末〜周初にかけての金文にみえる祖先称謂は祖・父・母・兄など近親者が大半であり、遠祖に言及するものは存在しないからである。また、③張楽が主張するように、仮に偽作者が「二祖癸」と表記しなかったとしても、今度は「祖癸」と「三祖癸」およびその他の祖先の存在を想定しなければならず、やはり不自然である。

以上のことから、「上祖癸の隣彝を作った。」と解釈すること自体は容易であるものの、その対象については不審な点が存在すると思われる。

佳(唯) 王口嗣(司)才(在) 九月。或。

「佳」は「唯」。語気詞。

問題となるのは「王□田」の解釈である。ほぼ同一の表現として、殷墟甲骨文のうち無名組と黄組に「王口祀(王口司)」がみえ、合集37864+37851+明後2773「癸亥王卜貞、酒日自上甲多毓、卒亡害自憂。王占曰、吉。在三月、惟王口祀。」(⑬張宇衛による綴合)のような例がある。

これは素直に読めば紀年の語であるが、以下述べるような諸説が存在する。まず、⑤⑥裘錫圭は「王曰祀」と読み、紀年ではなく「王が『祭祀を挙行せよ』と命令した」という意味であると解釈する。これを踏まえ、①朱鳳翰はこれを「司冊」と分読した上で「王が簡冊を製作せよと命令した」と解釈し、②李学勤は本銘文の「嗣」を帝辛の嗣位の典礼として後述する⑪落合淳思に近い見方をとり、⑯王祁は殷王が小臣賁に命令して嗣位させたとする。次に、⑦常玉芝・⑧王暉・⑫王恩田・⑭曹定雲は「田」を「甘(冫)」の異体であるとみる立場から「王廿祀」と読み、④黄錦前はこの説に従い、本器を帝辛廿祀のものであると考えている。このほか、⑪落合淳思は甲骨文中にも金文中にも「王一祀」のみが確認できないという現象と、「口(口)」「甘(冫)」の両者の字形には明確な差異があることの二点から、「口」を「首」「頭」に近い意味であるとし、その王の初年と解する。

諸説のうち、実際の用例に照らして矛盾が少ないのは落合淳思の説である。また、「(王)口司」は合集36835「癸未卜在上魯貞王旬亡禍

王口司」のほか、合集 36355+ (⑩王恩田・本片と7片を綴合。一部は遙綴。)、合集 37862+ (⑪殷徳昭・本片と16片を綴合。一部は遙綴。)、合集 37863、合集 37870 に用例が存在する。これらは合集 37870 以外の全て当時の殷王が「上魯」という地で占卜を行ったときにのみ使われた表現であり、その文辞から「王口祀」と同一の意味を持つ語であることが理解できる。「祀」と「嗣」は邪紐之部、「司」は心紐之部であり、いずれも通仮することが可能である。よって、本器の銘文は「王口嗣(司)」と読み、ある王の初年と解しておくのが最も妥当である。ただし、③張案が指摘するように「嗣」で表記する例は他には存在せず、やや不審であることには注意しておきたい。

「或」について、①朱鳳翰は「必日」と読み、祭祀名と解するが、②李学勤と④黄錦前に従って族徽とみる方が適切である。後者はこの他に西周早期の金文で「或」を末尾に置くものが七例ありとし、そのうち季老盃(集成 9444)・或作父癸方鼎(集成 2133・2134)・繁卣(集成 2249)が召公奭に関係する器であることから、「或」を姫周の分支であるとし、作器者の「陶」は召公奭の子で燕侯の「寥」であるとする。

「才(在) 九月」は前述の通り、常見の形式である。

以上の点によって、ここは「王の初年、九月のことである。或。」と解釈した方がよいと思われる。

訓読

癸亥、小臣賁、百工を王より賜わる。作冊馭の友たる小夫儻、圭

一・璧一・璋五を賜わる。陶、用って上祖癸の罍彝を作る。唯れ王の口嗣、九月に在り。或。

現代語訳

癸亥の日、小臣賁が王から工匠たちを賜与された。作冊馭の僚属である小夫はそれを助け、圭一・璧一・璋五を(王から)賜与され、(小夫である)陶は上祖癸の罍彝を作った。王の初年、九月のことである。或。

(立命館大学大学院文学研究科博士課程前期課程在籍)

